

社会福祉法人たかしま会役員等報酬支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人たかしま会（以下「たかしま会」という。）の理事長、理事、監事、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この規則において「役員等の報酬」とは、役員等としての業務の対価として支給するものをいう。

2 報酬は、役員等がたかしま会の理事会、評議員会、監査、第三者委員会及び評議員選任・解任委員会への出席並びに理事長が必要と認める業務に従事したときに支給する。

3 役員報酬の総額は2,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事長	月額	80,000円
(2) 理事	日額	8,000円
(3) 監事	日額	8,000円
(4) 評議員	日額	8,000円
(5) 第三者委員	日額	8,000円
(6) 評議員選任・解任委員	日額	8,000円

(報酬の支給方法)

第4条 月額報酬の支給方法は、社会福祉法人たかしま会職員給与等支給規則第3条の規定を準用する。

2 前項の支給において、月の途中で就任又は退任する場合又は報酬に変更があった場合は日割計算とする。

3 日額報酬の支給は、法人の短時間勤務等労働者就業規則の扱いを準用する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第5条 役員等に委嘱された者は、就任後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード又は通知カードの写し
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(適用除外)

第6条 たかしま会の職員を兼務する役員等については、この規則の規定は、適用しない。

(公表)

第7条 たかしま会は、この規則をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。